

三木市吉川地域義務教育学校設置に係る基本設計・実施設計業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、三木市吉川地域義務教育学校設置に係る基本設計・実施設計業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

（１）業務名

三木市吉川地域義務教育学校設置に係る基本設計・実施設計業務

（２）業務の目的

別添仕様書のとおり

（３）業務の内容

別添仕様書のとおり

（４）業務期間

契約締結日から令和 10 年 8 月 31 日まで

（５）事業規模（提案限度価格）

金 2 9 4 , 5 0 0 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

この事業の契約は債務負担行為に係る契約であり、各会計年度における限度額は次のとおりとする。

令和 9 年度 金 8 4 , 7 0 0 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和 10 年度 金 2 0 9 , 8 0 0 , 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この金額は、提案内容の規模を示すものであり、契約時の予定価格を示すものではないことに留意すること。

3 実施形式及び契約の締結

本プロポーザルは、公募型で実施する。また、契約の締結は、審査により契約候補者に選定された者と詳細協議を行い、協議が成

立した後に三木市契約規則に基づき契約を締結する。

4 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 平成 23 年 4 月 1 日以降に完了した業務において、地方自治体との直接契約（元請け）により、学校教育法第 1 条に定める小学校、中学校、義務教育学校における延べ面積 5,000 ㎡以上の新築（全面改築を含む。）に係る基本設計又は実施設計業務を行った実績を有すること。
- (2) この事業の公告日現在において、三木市の入札参加資格者名簿に登載されている者であること。又は三木市の入札参加資格者名簿への登載に足る十分な資力、信用を有すると認められる者であること。
- (3) 公告日時点において指名停止処分を受けておらず、かつ、契約締結の日までの間に指名停止処分を受ける見込みがないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (5) 公告日時点において会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされておらず、かつ、契約締結の日までの間に更生手続き開始の申立て又は再生手続き開始の申立てがなされる見込みもないこと。
- (6) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始 又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 三木市暴力団排除条例（平成 24 年三木市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者が経営に関与していないこと。
- (8) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 管理技術者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2

条第 2 項に規定する一級建築士であり、参加表明書の提出日以前 6 か月以上、提出者に直接的かつ恒常的に雇用されている者であること。

5 スケジュール

スケジュールは別表 1 のとおりとする。

6 実施要領等の配布

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町 10 番 30 号

三木市教育委員会教育振興部小中一貫教育推進室

電話：0794-82-2000（内線 3533）

(2) 実施要領等の配布

ア 配布期間

令和 8 年 10 月 15 日～令和 8 年 11 月 13 日まで

（平日午前 9 時から午後 4 時半まで）

イ 配布場所及び受付場所

上記（1）の担当部署で配布するほか三木市ホームページ
（<http://www.city.miki.lg.jp/>）からダウンロードできる。

7 質問の受付及び回答方法

本業務に関する質問は、参加表明する予定がある者が、次のとおり行うこと。

(1) 質問方法

質問書（様式第 4 号）に質問内容を簡潔にまとめ、電子メールにより提出すること。なお、メールの件名は、「（事業者名）プロポーザル質問書の送付」とすること。

(2) 提出先

三木市教育委員会教育振興部小中一貫教育推進室

メールアドレス：shochuikkan@city.miki.lg.jp

(3) 提出確認

メール送信後に、提出先まで電話により到達確認を行うこと。

電話番号：0794-82-2000（内線 3533）

※システムの都合上、メール受信に多少時間がかかります。

（４）受付期間

令和 8 年 10 月 15 日（木）～令和 8 年 10 月 27 日（火）まで

（５）回答方法

回答は、全ての質問を取りまとめたうえで、一括して令和 8 年 11 月 5 日（木）までに全事業者にメールにより回答する。ただし、質問の内容が、企画提案書等の作成作業を進める上で大きな影響を及ぼすと判断されるものは、随時、全ての質問者に回答するものとする。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

（６）留意事項

質問回答の内容は、仕様書の追加又は修正とする。

8 参加申込の提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び三木市契約に関する規則等の各規定を理解した上で、次のとおり必要書類を提出すること。

（１）参加表明書（様式第 1 号） 1 部

（２）会社概要書（様式第 2 号） 1 部

※パンフレット等会社の概要がわかるものを、併せて提出すること。

（３）暴力団排除に係る誓約書（様式第 3 号） 1 部

（４）質問書（様式第 4 号） 1 部

（５）業務実績調書（様式第 5 号） 1 部

※小学校、中学校、義務教育学校のいずれかを対象とする。

※平成 23 年 4 月 1 日以降に完了した実績のうち、代表的なものを記入すること。

※記載件数は最大 3 件までとする。

（６）業務実施体制表（様式第 6 号） 1 部

（７）三木市の入札参加資格者名簿に登載されていない事業者については、次に掲げる書類を合わせて提出すること。

ア 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

※現在事項全部証明書は不可

※交付日が提出から3カ月以内のもの

イ 法人印鑑証明書

※交付日が提出日から3カ月以内のもの

ウ 財務諸表

法人の直近決算年度分の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書またはこれに準ずるもの

エ 納税証明書（滞納なし証明）

法人税（所得税）・消費税分

※交付日が提出日から3カ月以内のもの

9 参加申込提出方法及び提出先

（1）提出方法

持参又は郵送（書留郵便、期限内必着）

※窓口受付は、平日午前9時～午後4時半までの間とする。

（2）提出先

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市教育委員会教育振興部小中一貫教育推進室 宛

（3）提出期限

令和8年11月13日（金）午後4時半まで

（4）辞退

参加表明を提出した後、都合により辞退する場合は、電話連絡の上、速やかに代表者印等を押印した参加辞退書（様式第1号の2）を持参又は郵送により提出すること。

10 参加資格審査及び一次審査結果通知

- （1）参加資格を有すると認める者のうち、一次審査を通過した者には「参加資格審査・一次審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書」（様式第7号）により、参加資格要件を満たしていること及び一次審査を通過したことを通知するとともに、企画提案書等の提出を依頼する。あわせて、「二次審査参加依頼書」（様式第10号）を送付する。

- (2) 参加申込後、参加資格がないと認めたものには「参加資格審査結果通知書」(様式第8号)により参加資格要件を満たしていないため、プロポーザルの参加は認められない旨を通知する。
- (3) 参加資格を有すると認める者のうち、一次審査を通過しなかった者には「一次審査結果通知書」(様式第9号)により、一次審査を通過しなかったことを通知する。

11 企画提案書・見積書の提出(一次審査通過者のみ)

提出方法及び提出先は、「9 参加申込提出方法及び提出先」による。

(1) 提出期限

令和8年12月8日(火) 午後4時半まで

(2) 提出部数

12部(原本1部を含む。)

(3) 企画提案書の体裁

提出書類については、次のア～ウの順に綴じること。

添付書類がある場合は、ウの後ろに重ねること。

ア 企画提案書表紙(様式第11号)

イ 企画提案書(任意様式)

文字サイズは12ポイントを基本とし、カラー刷りは可とする。用紙はA4サイズ又はA3サイズとし、A4サイズで10枚(A3サイズで5枚)以内とすること。また、提出書類に記載する表現については、わかりやすい内容とすること。なお、やむを得ず専門用語を使用する場合は、注釈をつけること。

ウ 見積書(様式第12号)

(4) 企画提案書の内容

内容については、「三木市吉川地域義務教育学校設置に係る基本計画」を踏まえ、以下について記載すること。

【テーマ】

教育面の視点

基本計画の「学習」のコンセプト(「9年間のつながり

を生かし、多様な学びを広げる学校」）を踏まえ、次の事項について提案すること。

- ① 9年間のつながりを生かした学習・交流環境
 - ・前期課程・後期課程のつながりや異学年の日常的な交流が自然に生まれるとともに、「4・3・2制」「6・3制」など、多様な学年段階の区切りにも対応できる学習・交流環境の提案
- ② 多様な学びを実現する学習環境
 - ・多目的スペース、メディアセンター（図書室）、特別教室等の配置やつながりを工夫し、児童生徒が自ら課題を見つけ、対話・協働しながら学びを深める探究的な学びや、個別最適な学びと協働的な学びなど、多様な学習形態に対応できる学習環境の提案
- ③ 将来の変化に柔軟に対応できる学習環境
 - ・将来の児童生徒数や学級数の変動、教育内容・教育方法等の変化を見据え、教室や学習スペースの転用・再編、諸室の共有化など、将来にわたり柔軟かつ効果的に活用できる学習環境の提案

【その他】

地域活性化と地域との合意形成

次の事項について提案すること。

- ① 地域と子どもたちがつながる交流・開放の場
 - ・多目的交流スペース、地域・保護者連携推進室、学童保育、運動施設など、地域の人と子どもたちが日常的に交流でき、地域に開かれた学校となるための諸室の配置や開放の方法の提案
- ② 地域開放と子どもたちの安全の両立
 - ・開放する部分としない部分の区分（ゾーニング）や出入口・動線の工夫など、地域に開かれた学校でありながら、子どもたちの防犯・安全を確保できる計画の提案
- ③ 地域の意見を設計に生かす合意形成の進め方

- ・学校関係者、保護者、地域住民等の意見をワークショップや説明会等により聴き取り、設計・工事に反映させる具体的な手法・プロセスの提案

敷地の特徴を生かした配置と防災計画

次の事項について提案すること。

- ① 高低差を生かした校舎等の配置・構成
 - ・敷地の高低差を生かした校舎等の配置・構成（各段の使い方、出入口・動線、造成の考え方など）の提案
- ② 敷地の有効活用
 - ・広大な敷地を有効に活用する観点から、校舎等の配置と一体的に考えた余剰地の活用方法の提案
- ③ 防災拠点としての機能
 - ・児童生徒と避難者の動線の分離、備蓄倉庫や非常用電源の確保など、災害時に避難所としても役立つ防災拠点機能の提案

環境配慮と維持管理費の縮減

次の事項について提案すること。

- ① 環境に配慮した建物づくり
 - ・日射・通風の活用や断熱性能の向上、太陽光発電等の自然エネルギーの活用など、省エネルギー化・ZEB化に向けた建物づくりの提案
- ② 維持管理費の縮減
 - ・耐久性の高い材料の選定や清掃・修繕のしやすさなど、中長期的な維持管理コスト（ライフサイクルコスト）の縮減に向けた提案

12 審査及び選定

（１）選定方法

- ア 参加申込の提出書類を受理した後、担当部局において応募資格の適否を確認する。
- イ 審査にあたっては、プロポーザル審査委員会を設置し、応募資格を満たしている応募者を対象に、審査評価基準に

基づき、一次審査では業務実績調書及び業務実施体制表を、二次審査では提案書類（企画提案書・見積書）及びプレゼンテーションを審査する。

ウ 応募件数が5者以上となった場合は、業務実績調書及び業務実施体制表をもとに一次審査で評価点の合計が上位4者を一次審査通過者として選定することがある。

なお、応募件数が4者以下の場合は参加資格を有する全応募者を一次審査通過者とする（この場合も一次審査の評価項目は採点対象に含める）。

（2）一次審査結果通知

一次審査の結果は、「10 参加資格審査及び一次審査結果通知」により通知する。

（3）提案書類（企画提案書等）及びプレゼンテーション審査

ア 実施日

令和8年12月中旬から下旬を予定

※実施時間や会場などの詳細は、令和8年11月25日に、企画提案書等提出依頼書（様式第7号）と同時に、一次審査通過者へ「二次審査参加依頼書」（様式第10号）を送付して通知する。

イ 審査方法等

審査は、三木市吉川地域義務教育学校設置に係る基本設計・実施設計業務の事業者選定プロポーザル審査委員会により、次の方法で行う。

（ア） 1 提案者当たり、プレゼンテーション20分以内、質疑応答（評価を含む。）20分程度とし、出退及び機器準備を含めて45分以内とする。

（イ） プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

（ウ） プレゼンテーション審査は、非公開とする。

ウ その他

（ア） 審査における説明者は、本業務の従事予定者（主たる担当者を含め4名程度）とする。

（イ） プレゼンテーションにおいてパソコン等の機器を使

用する場合は、参加者側で準備すること（プロジェクター及びスクリーンは、市で準備する。）。

（ウ） パソコン（パワーポイント等）を使用してプレゼンテーションを行う場合の資料（データ）については、提出書類のうち、企画提案書と同様のものとする。（同様の内容であれば、表現形式の変更可）

（エ） 当日の資料追加は、認めないものとする。

（４） 審査項目

審査項目は別表２のとおりとする。

（５） 審査方法

ア 応募者から提出された企画提案書等とプレゼンテーションの結果を踏まえ、選定評価基準に基づき審査委員会が評価点を算出する。

イ 各委員の評価点の平均をもって委員会の評価点とし、これを応募者に対する評価点とする。

ウ 一次審査の評価項目（本業務と同等業務の実績、本業務委託の実施体制）及び二次審査の見積額は、評価基準に基づき事務局が採点し、審査委員会の確認を経て評価点とする。

（６） 業務受託候補者の決定

ア 業務受託候補者の選定は、「一次審査の評価点」と「二次審査の評価点」の合計点（加算方式）が最も高い応募者を業務受託候補者として選定する。

イ 最高得点応募者が複数あった場合は、審査委員会の議決により決定する。

（７） 失格事項

次に掲げる要件のいずれかに該当した場合は、失格とする。

ア この要領に定める参加資格を満たさない場合

イ 提出書類に虚偽の記載をした場合

ウ 提出書類に不備があり、提出期限までに補完されない場合（軽微な場合を除く。）

エ 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合

オ 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく審査に

反する行為がある場合

13 その他

- (1) 応募者が1者の場合において、審査委員会の評価点（価格点を除く）が6割以上の場合は、受託候補者として選定する。
- (2) 契約の締結に当たっては、市と受託候補者とで細部について調整を行い、委託条件を協議の上、契約を締結できるものとする。
- (3) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、提出書類に虚偽の報告があったとき又は協議が調わないときは、その選定を取り消すとともに、次点者と調整協議の上、契約を締結するものとする。
- (4) 企画提案の手続に関する書類の作成及び提出に係る費用その他本プロポーザルに要する費用は参加者の負担とする。
- (5) 提出された書類は、審査、説明等のために、その写しを作成し、使用することができる。
- (6) 提出期限（市が別途追加資料の提出を求めた場合は、その提出期限）後の提出書類の差替え及び再提出は認めないこととし、提出された書類は返却しない。
- (7) 受託者から提出された企画提案書は、三木市情報公開条例（平成11年三木市条例第1号）の規定に基づき公開する。また、当該提出書類以外のプロポーザル実施に関する情報（受託者以外の提案者から提出された企画提案書を含む。）は、同条例の規定に基づき提案者と個別の協議のうえ、公開することがある。

担当者

〒673-0492

兵庫県三木市上の丸町10番30号

三木市教育委員会教育振興部小中一貫教育推進室 担当：丸岡

電話 0794-82-2000（内線 3533）

メール shochuikkan@city.miki.lg.jp

別表 1 スケジュール（予定）

内 容	期 日
プロポーザル公告 （実施要領等の公表）	令和 8 年 10 月 15 日（木）
質問書の受付期限	令和 8 年 10 月 27 日（火）
質問書に対する回答予定日	令和 8 年 11 月 5 日（木）
参加表明書、業務実績調書、業務実施体制表等の提出期限	令和 8 年 11 月 13 日（金）
参加資格審査・一次審査結果通知書 兼企画提案書等提出依頼書の通知 予定日	令和 8 年 11 月 25 日（水）
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 12 月 8 日（火）
二次審査（プレゼンテーション）実施 予定日	令和 8 年 12 月中旬から下旬
二次審査結果通知予定日	令和 9 年 1 月上旬
業務委託契約締結予定日	令和 9 年 1 月中旬

※上記は予定であり、状況により変更する場合がある。

別表 2

	評価項目	評価基準	配点
一次審査	本業務と同等業務の実績	他の自治体などで、学校建設など、これまでと同じような業務の実績がどの程度あるか。	13
	本業務委託の実施体制	適切な体制（人員配置や役割分担、増員・協力体制など）となっているか。	12
	計		25

	評価項目	評価基準	配点
二次審査	【テーマ】 教育面の視点	基本計画の「学習」のコンセプトを踏まえ、9年間のつながりを生かした学習・交流環境、多様な学びを実現する学習環境、将来の変化に柔軟に対応できる学習環境について、具体的かつ効果的な提案となっているか。	31
	地域活性化と地域との合意形成	地域と子どもたちが交流できる場や地域開放の方法、開放時の安全確保、地域の意見を設計に生かす進め方について、具体的かつ効果的な提案となっているか。	10
	敷地の特徴を生かした配置と防災計画	高低差を生かした校舎等の配置・構成、敷地の活用、災害時の防災拠点機能について、具体的かつ効果的な提案となっているか。	8
	環境配慮と維持管理費の縮減	環境に配慮した建物づくりと、中長期的な維持管理費の縮減について、具体的かつ効果的な提案となっているか。	8
	見積額	見積額について、提案者のうち最も低い提案額との比較により評価する。	18
	計		75